

## 【県外でHPVワクチン予防接種を希望する場合】

HPVワクチンの予防接種を岡山県以外で接種する場合は、接種を行う市町村（又は医療機関）に対して、美咲町が予防接種の依頼をする必要があります。

これは、接種を行う市町村（または医療機関）に対して、予防接種による健康被害が起こった場合に、美咲町が健康被害に対する給付を行うという内容のものです。

また、岡山県以外で予防接種をされる場合、予防接種償還払い制度が利用できます。

※償還払いとは、予防接種の際に支払われた費用の一部または全部を、後日公費で助成する制度です。

### 岡山県以外でHPVワクチンの予防接種を受ける場合の流れ

#### 【接種前】

①美咲町健康推進課へ『予防接種実施依頼書交付申請書』を提出

※申請書には、接種予定医療機関を記入する欄がありますので、あらかじめその医療機関に接種が可能かどうか確認しておいてください。

※接種に対する依頼を行う必要がありますので、接種の2週間前には提出してください。

②美咲町から接種を希望する市町村（または医療機関）に予防接種の依頼を行います。

③申請者のご自宅に予防接種実施依頼書を送付しますので、医療機関等へ持参して接種を受けてください。

※予防接種をされる際、接種費用についてはいったん全額自己負担で支払い、領収書の交付を受けてください。（領収書は後日償還払いの際に必要なになりますので、大切に保管してください。）

※親子（母子）健康手帳の予防接種の記載欄に必ず接種した記録を記載してもらってください。（償還払いの際に接種した証明として必要になります）

#### 【接種後】

④予防接種後、『予防接種費用償還払い申請書兼請求書』にて償還払いの手続きを行ってください。

《持参するもの》

- ・接種した医療機関の領収書（予防接種の種類・領収金額が明記してあること）
- ・予防接種を受けたことを証する書類（親子（母子）健康手帳、予防接種済証等）
- ・振込口座のわかるもの（申請者名義の口座に限ります）

※ 接種した年度内に償還払いの申請をしていただく必要があります。

（過ぎた場合は申請できませんので、ご注意ください）

※ 償還払いの額は、町が定めた額を上限とし、医療機関等において負担した額が多い場合は、自己負担が発生します。